

通所介護重要事項説明書・第一号通所事業重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会
デイホームにんじん・上野原

◆ 利用者様の相談や苦情については、次の窓口で対応します。何でもおたずね下さい。

①	サービス相談・苦情窓口	(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)	
	担当者	事業所長 伊藤 祐司	電話番号 0554-62-6222
②	当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。		
	上野原市	長寿介護課	電話番号 0554-62-3128
	相模原市	福祉基盤課 指導班	電話番号 042-769-9226
	山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談窓口担当		
	(毎週水曜日 午前9時～午後4時) 電話番号 055-233-5276		
	「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員		
	・渡邊 英治(元上野原市区長会 会長)	電話番号	0554-62-5276
	・原田 良二(元上野原市長寿健康課 主幹)	電話番号	0554-56-2901

◆ ご利用料金のご案内

(1) 介護保険の利用料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

全額(円)	介護保険適応外利用料金(全額自己負担額)
1割(円)	介護保険適応時自己負担額(1割負担額)
2割(円)	介護保険適応時自己負担額(2割負担額)
3割(円)	介護保険適応時自己負担額(3割負担額)

注) 当事業所における地域区分単価は1単位 = 10.00 円となります。

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内容			1割(円)
第一号通所事業		区・市独自基準通所型サービス	別表による		
介護サービス	地域密着型通所介護	要介護1	地域通所介護11	416	4,160
			3時間以上4時間未満のサービス提供		416
					832
					1,248
	要介護2	地域通所介護12	478	4,780	
				3時間以上4時間未満のサービス提供	478
				956	
				1,434	
	要介護3	地域通所介護13	540	5,400	
				3時間以上4時間未満のサービス提供	540
				1,080	
				1,620	
	要介護4	地域通所介護14	600	6,000	
				3時間以上4時間未満のサービス提供	600
				1,200	
				1,800	

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
					2割(円)
					3割(円)
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	要介護5 地域通所介護15 3時間以上4時間未満のサービス提供	663	1	6,630
					663
					1,326
					1,989
		要介護1 地域通所介護21 4時間以上5時間未満のサービス提供	436	436	4,360
					436
					872
					1,308
		要介護2 地域通所介護22 4時間以上5時間未満のサービス提供	501	501	5,010
					501
					1,002
					1,503
		要介護3 地域通所介護23 4時間以上5時間未満のサービス提供	566	566	5,660
					566
					1,132
					1,698
		要介護4 地域通所介護24 4時間以上5時間未満のサービス提供	629	629	6,290
					629
					1,258
					1,887
		要介護5 地域通所介護25 4時間以上5時間未満のサービス提供	695	695	6,950
					695
					1,390
					2,085
		要介護1 地域通所介護31 5時間以上6時間未満のサービス提供	657	657	6,570
					657
					1,314
					1,971
		要介護2 地域通所介護32 5時間以上6時間未満のサービス提供	776	776	7,760
					776
					1,552
					2,328
		要介護3 地域通所介護33 5時間以上6時間未満のサービス提供	896	896	8,960
					896
1,792					
2,688					
要介護4 地域通所介護34 5時間以上6時間未満のサービス提供	1,013	1,013	10,130		
			1,013		
			2,026		
			3,039		
要介護5 地域通所介護35 5時間以上6時間未満のサービス提供	1,134	1,134	11,340		
			1,134		
			2,268		
			3,402		
要介護1 地域通所介護41 6時間以上7時間未満のサービス提供	678	678	6,780		
			678		
			1,356		
			2,034		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	地域 密着 型 通 所 介 護	要介護2	地域通所介護42 6時間以上7時間未満のサービス提供	801	8,010
					801
					1,602
					2,403
		要介護3	地域通所介護43 6時間以上7時間未満のサービス提供	925	9,250
					925
					1,850
					2,775
		要介護4	地域通所介護44 6時間以上7時間未満のサービス提供	1,049	10,490
					1,049
					2,098
					3,147
		要介護5	地域通所介護45 6時間以上7時間未満のサービス提供	1,172	11,720
					1,172
					2,344
					3,516
		要介護1	地域通所介護51 7時間以上8時間未満のサービス提供	753	7,530
					753
					1,506
					2,259
		要介護2	地域通所介護52 7時間以上8時間未満のサービス提供	890	8,900
					890
					1,780
					2,670
要介護3	地域通所介護53 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,032	10,320		
			1,032		
			2,064		
			3,096		
要介護4	地域通所介護54 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,172	11,720		
			1,172		
			2,344		
			3,516		
要介護5	地域通所介護55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,312	13,120		
			1,312		
			2,624		
			3,936		
要介護1	地域通所介護61 8時間以上9時間未満のサービス提供	783	7,830		
			783		
			1,566		
			2,349		
要介護2	地域通所介護62 8時間以上9時間未満のサービス提供	925	9,250		
			925		
			1,850		
			2,775		
要介護3	地域通所介護63 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,072	10,720		
			1,072		
			2,144		
			3,216		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内 容			1割(円)	
					2割(円)	
					3割(円)	
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	要介護4	地域通所介護64 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,220	1回につき	12,200
						1,220
						2,440
		要介護5	地域通所介護65 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,365	1回につき	13,650
						1,365
						2,730
		入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ) 入浴サービスの実施	40	1日につき	400
						40
						80
			入浴介助加算(Ⅱ) 介護福祉士等が利用者の居宅を訪問し、浴室における動作・環境を評価 機能訓練指導員等が共同して、個別の入浴計画を作成	55		120
						550
						55
		中重度ケア 体制加算	中重度ケア体制加算 要介護3以上の利用者割合が30%以上等	45	1日につき	110
						165
						450
						45
		生活機能向上 連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、 利用者の状態を把握した上で、助言 3月に1回を限度	100	1月につき	90
						135
						2,000
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)1 通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、 利用者の状態を把握した上で、助言	200		200
						400
						600
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)2 生活機能向上連携加算(Ⅱ)1の要件を満たしたうえで 個別機能訓練加算を算定している場合	100		1,000
						100
						200
		個別機能訓 練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 専従の機能訓練指導員1名以上(配置時間の定めなし) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	56	1日につき	300
						560
						56
			個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 専従の機能訓練指導員1名以上(サービス提供時間帯配置) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	76		112
						168
760						
個別機能訓練加算(Ⅱ) 個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加えて、 LIFEに計画書を提出した場合	20		1月につき	76		
				152		
				228		
					200	
					20	
					40	
					60	

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内容			1割(円)
介護サービス	ADL維持等 加算	ADL維持等加算(Ⅰ)	30	1月につき	300
		評価対象利用者が10名以上			30
		BIの評価を行い、厚労省に提出			60
		ADL利得が1以上			90
		ADL維持等加算(Ⅱ)	60		600
		評価対象利用者が10名以上			60
		BIの評価を行い、厚労省に提出			120
		ADL利得が2以上			180
	認知症加算	認知症加算	60	1日につき	600
		日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が「100分の20以上」であること			60
					120
	若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症受入加算	60	1日につき	180
		個別に担当を決め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合			600
					60
	栄養アセス メント加算	栄養アセスメント加算	50	1月につき	120
		管理栄養士1名以上			500
		栄養アセスメントの実施			50
		栄養状態等の情報を厚労省に提出			100
	栄養改善加算	栄養改善加算	200	月2 回 限度	150
		管理栄養士1名以上			2,000
		栄養ケア計画の作成及び栄養改善サービスの実施			200
		3か月ごとの評価と必要に応じ居宅を訪問			400
	口腔・栄養スク リーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	1回につき	600
		①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供			200
		②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供			20
		①及び②	5		40
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		60			
①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供		50			
口腔機能 向上加算	②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	150	月2 回 限度	5	
	①又は②			10	
				15	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	160		1,500	
	歯科衛生士又は看護職1名以上			150	
	口腔機能改善管理指導計画の作成と実施			300	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	480	1,600			
口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて、		160			
計画書等の情報をLIFEに提出		320			
科学的介護 推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40	1月につき	480	
	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を			400	
	厚生労働省に提出			40	
				80	
送迎減算	送迎減算	-47	片道につき	120	
	事業所が送迎を行わない場合			-470	
				-47	
				-94	
				-141	

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)					
		内容			1割(円)	2割(円)	3割(円)			
介護サービス	地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	1回につき	220					
					介護福祉士が70%以上	22				
					勤続10年以上介護福祉士25%以上	44				
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18		66					
					介護福祉士が50%以上	180				
						18				
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6		36					
					①介護福祉士が40%以上	54				
					②勤続7年以上30%以上	60				
	通常規模型通所介護	介護職員処遇改善加算(令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の59/1000	1月につき	/				
						介護職員等特定処遇改善加算(令和6年5月まで)	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の12/1000	/	
									介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の10/1000
						介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月まで)	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の11/1000	/	
		介護職員等処遇改善加算(令和6年6月～)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の92/1000					/	
									介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の90/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)									所定単位の80/1000	/
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)						所定単位の64/1000	/			
通常規模型通所介護		要介護1	通所介護 I 11 3時間以上4時間未満のサービス提供	370		1回につき	3,700			
							370			
							740			
							1,110			
	要介護2	通所介護 I 12 3時間以上4時間未満のサービス提供	423	4,230						
				423						
				846						
				1,269						
	要介護3	通所介護 I 13 3時間以上4時間未満のサービス提供	479	4,790						
				479						
				958						
				1,437						
要介護4	通所介護 I 14 3時間以上4時間未満のサービス提供	533	5,330							
			533							
			1,066							
			1,599							
要介護5	通所介護 I 15 3時間以上4時間未満のサービス提供	588	5,880							
			588							
			1,176							
			1,764							
要介護1	通所介護 I 21 4時間以上5時間未満のサービス提供	388	3,880							
			388							
			776							
			1,164							

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
					2割(円)
					3割(円)
介 護 サ ー ビ ス	通常 規 模 型 通 所 介 護	通所介護 I 22	444	1 回 に つ き	4,440
		4時間以上5時間未満のサービス提供			444
					888
					1,332
		通所介護 I 23	502		5,020
		4時間以上5時間未満のサービス提供			502
					1,004
					1,506
		通所介護 I 24	560		5,600
		4時間以上5時間未満のサービス提供			560
					1,120
					1,680
		通所介護 I 25	617		6,170
		4時間以上5時間未満のサービス提供			617
					1,234
					1,851
		通所介護 I 31	570		5,700
		5時間以上6時間未満のサービス提供			570
					1,140
					1,710
		通所介護 I 32	673		6,730
		5時間以上6時間未満のサービス提供			673
					1,346
					2,019
		通所介護 I 33	777		7,770
		5時間以上6時間未満のサービス提供			777
					1,554
					2,331
		通所介護 I 34	880		8,800
		5時間以上6時間未満のサービス提供			880
					1,760
					2,640
		通所介護 I 35	984		9,840
		5時間以上6時間未満のサービス提供			984
					1,968
					2,952
通所介護 I 41	584	5,840			
6時間以上7時間未満のサービス提供		584			
		1,168			
		1,752			
通所介護 I 42	689	6,890			
6時間以上7時間未満のサービス提供		689			
		1,378			
		2,067			
通所介護 I 43	796	7,960			
6時間以上7時間未満のサービス提供		796			
		1,592			
		2,388			
通所介護 I 44	901	9,010			
6時間以上7時間未満のサービス提供		901			
		1,802			
		2,703			

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)		
		内 容			1割(円)	2割(円)	3割(円)
介 護 サ ー ビ ス	通常 規 模 型 通 所 介 護	要介護5	通所介護 I 45 6時間以上7時間未満のサービス提供	1,008	10,080		
					1,008		
							2,016
							3,024
		要介護1	通所介護 I 51 7時間以上8時間未満のサービス提供	658	6,580		
					658		
							1,316
							1,974
		要介護2	通所介護 I 52 7時間以上8時間未満のサービス提供	777	7,770		
					777		
							1,554
							2,331
	要介護3	通所介護 I 53 7時間以上8時間未満のサービス提供	900	9,000			
				900			
						1,800	
						2,700	
	要介護4	通所介護 I 54 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,023	10,230			
				1,023			
						2,046	
						3,069	
	要介護5	通所介護 I 55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,148	11,480			
				1,148			
						2,296	
						3,444	
	要介護1	通所介護 I 61 8時間以上9時間未満のサービス提供	669	6,690			
				669			
						1,338	
						2,007	
要介護2	通所介護 I 62 8時間以上9時間未満のサービス提供	791	7,910				
			791				
					1,582		
					2,373		
要介護3	通所介護 I 63 8時間以上9時間未満のサービス提供	915	9,150				
			915				
					1,830		
					2,745		
要介護4	通所介護 I 64 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,041	10,410				
			1,041				
					2,082		
					3,123		
要介護5	通所介護 I 65 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,168	11,680				
			1,168				
					2,336		
					3,504		
大 規 模 型 通 所 介 護 (I)	要介護1	通所介護 II 11 3時間以上4時間未満のサービス提供	358	3,580			
				358			
						716	
						1,074	
	要介護2	通所介護 II 12 3時間以上4時間未満のサービス提供	409	4,090			
				409			
					818		
					1,227		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	大 規 模 型 通 所 介 護 (Ⅰ)	要介護3	通所介護Ⅱ13 3時間以上4時間未満のサービス提供	462	4,620
					462
					924
					1,386
		要介護4	通所介護Ⅱ14 3時間以上4時間未満のサービス提供	513	5,130
					513
					1,026
					1,539
		要介護5	通所介護Ⅱ15 3時間以上4時間未満のサービス提供	568	5,680
					568
					1,136
					1,704
		要介護1	通所介護Ⅱ21 4時間以上5時間未満のサービス提供	376	3,760
					376
					752
					1,128
		要介護2	通所介護Ⅱ22 4時間以上5時間未満のサービス提供	430	4,300
					430
					860
					1,290
		要介護3	通所介護Ⅱ23 4時間以上5時間未満のサービス提供	486	4,860
					486
					972
					1,458
		要介護4	通所介護Ⅱ24 4時間以上5時間未満のサービス提供	541	5,410
					541
					1,082
					1,623
		要介護5	通所介護Ⅱ25 4時間以上5時間未満のサービス提供	597	5,970
					597
					1,194
					1,791
		要介護1	通所介護Ⅱ31 5時間以上6時間未満のサービス提供	544	5,440
					544
					1,088
					1,632
要介護2	通所介護Ⅱ32 5時間以上6時間未満のサービス提供	643	6,430		
			643		
			1,286		
			1,929		
要介護3	通所介護Ⅱ33 5時間以上6時間未満のサービス提供	743	7,430		
			743		
			1,486		
			2,229		
要介護4	通所介護Ⅱ34 5時間以上6時間未満のサービス提供	840	8,400		
			840		
			1,680		
			2,520		
要介護5	通所介護Ⅱ35 5時間以上6時間未満のサービス提供	940	9,400		
			940		
			1,880		
			2,820		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	大 規 模 型 通 所 介 護 (Ⅰ)	要介護1	通所介護Ⅱ41 6時間以上7時間未満のサービス提供	564	5,640
					564
					1,128
					1,692
		要介護2	通所介護Ⅱ42 6時間以上7時間未満のサービス提供	667	6,670
					667
					1,334
					2,001
		要介護3	通所介護Ⅱ43 6時間以上7時間未満のサービス提供	770	7,700
					770
					1,540
					2,310
		要介護4	通所介護Ⅱ44 6時間以上7時間未満のサービス提供	871	8,710
					871
					1,742
					2,613
		要介護5	通所介護Ⅱ45 6時間以上7時間未満のサービス提供	974	9,740
					974
					1,948
					2,922
		要介護1	通所介護Ⅱ51 7時間以上8時間未満のサービス提供	629	6,290
					629
					1,258
					1,887
		要介護2	通所介護Ⅱ52 7時間以上8時間未満のサービス提供	744	7,440
					744
					1,488
					2,232
		要介護3	通所介護Ⅱ53 7時間以上8時間未満のサービス提供	861	8,610
					861
					1,722
					2,583
		要介護4	通所介護Ⅱ54 7時間以上8時間未満のサービス提供	980	9,800
					980
					1,960
					2,940
要介護5	通所介護Ⅱ55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,097	10,970		
			1,097		
			2,194		
			3,291		
要介護1	通所介護Ⅱ61 8時間以上9時間未満のサービス提供	647	6,470		
			647		
			1,294		
			1,941		
要介護2	通所介護Ⅱ62 8時間以上9時間未満のサービス提供	765	7,650		
			765		
			1,530		
			2,295		
要介護3	通所介護Ⅱ63 8時間以上9時間未満のサービス提供	885	8,850		
			885		
			1,770		
			2,655		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内 容			1割(円)	2割(円)
介護 サ ー ビ ス	大規模型 通所介護 (Ⅰ)	要介護4	通所介護Ⅱ64 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,007	10,070	
					1,007	
					2,014	
		要介護5	通所介護Ⅱ65 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,127	3,021	
					11,270	
					1,127	
		大規模型 通所介護 (Ⅱ)	要介護1	通所介護Ⅲ11 3時間以上4時間未満のサービス提供	345	2,254
						3,381
						3,450
			要介護2	通所介護Ⅲ12 3時間以上4時間未満のサービス提供	395	345
	690					
	1,035					
	要介護3		通所介護Ⅲ13 3時間以上4時間未満のサービス提供	446	3,950	
					395	
					790	
	要介護4		通所介護Ⅲ14 3時間以上4時間未満のサービス提供	495	1,185	
					4,460	
					446	
	要介護5		通所介護Ⅲ15 3時間以上4時間未満のサービス提供	549	892	
					1,338	
					4,950	
	要介護1		通所介護Ⅲ21 4時間以上5時間未満のサービス提供	362	495	
					990	
					1,485	
	要介護2		通所介護Ⅲ22 4時間以上5時間未満のサービス提供	414	5,490	
					549	
		1,098				
	要介護3	通所介護Ⅲ23 4時間以上5時間未満のサービス提供	468	1,647		
3,620						
362						
要介護4	通所介護Ⅲ24 4時間以上5時間未満のサービス提供	521	724			
			1,086			
			4,140			
要介護5	通所介護Ⅲ25 4時間以上5時間未満のサービス提供	575	414			
			828			
			1,242			
要介護1	通所介護Ⅲ31 5時間以上6時間未満のサービス提供	525	4,680			
			468			
			936			
					1,404	
					5,210	
					521	
					1,042	
					1,563	
					5,750	
					575	
					1,150	
					1,725	
					5,250	
					525	
					1,050	
					1,575	

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)			
		内 容			1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 サ ー ビ ス	大 規 模 型 通 所 介 護 (Ⅱ)	要介護2	通所介護Ⅲ32 5時間以上6時間未満のサービス提供	620	1 回 に つ き	6,200		
						620		
								1,240
							1,860	
		要介護3	通所介護Ⅲ33 5時間以上6時間未満のサービス提供	715		7,150		
						715		
						1,430		
						2,145		
		要介護4	通所介護Ⅲ34 5時間以上6時間未満のサービス提供	812		8,120		
						812		
						1,624		
						2,436		
		要介護5	通所介護Ⅲ35 5時間以上6時間未満のサービス提供	907		9,070		
						907		
						1,814		
						2,721		
		要介護1	通所介護Ⅲ41 6時間以上7時間未満のサービス提供	543		5,430		
						543		
						1,086		
						1,629		
要介護2	通所介護Ⅲ42 6時間以上7時間未満のサービス提供	641	6,410					
			641					
			1,282					
			1,923					
要介護3	通所介護Ⅲ43 6時間以上7時間未満のサービス提供	740	7,400					
			740					
			1,480					
			2,220					
要介護4	通所介護Ⅲ44 6時間以上7時間未満のサービス提供	839	8,390					
			839					
			1,678					
			2,517					
要介護5	通所介護Ⅲ45 6時間以上7時間未満のサービス提供	939	9,390					
			939					
			1,878					
			2,817					
要介護1	通所介護Ⅲ51 7時間以上8時間未満のサービス提供	607	6,070					
			607					
			1,214					
			1,821					
要介護2	通所介護Ⅲ52 7時間以上8時間未満のサービス提供	716	7,160					
			716					
			1,432					
			2,148					
要介護3	通所介護Ⅲ53 7時間以上8時間未満のサービス提供	830	8,300					
			830					
			1,660					
			2,490					
要介護4	通所介護Ⅲ54 7時間以上8時間未満のサービス提供	946	9,460					
			946					
			1,892					
			2,838					

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内容			1割(円)	2割(円)
介護 サービス	大規模型 通所介護 (Ⅱ)	要介護5	通所介護Ⅲ55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,059	10,590	
					1,059	
					2,118	
					3,177	
		要介護1	通所介護Ⅲ61 8時間以上9時間未満のサービス提供	623	6,230	
					623	
					1,246	
					1,869	
		要介護2	通所介護Ⅲ62 8時間以上9時間未満のサービス提供	737	7,370	
					737	
					1,474	
					2,211	
		要介護3	通所介護Ⅲ63 8時間以上9時間未満のサービス提供	852	8,520	
					852	
					1,704	
	2,556					
	要介護4	通所介護Ⅲ64 8時間以上9時間未満のサービス提供	970	9,700		
				970		
				1,940		
				2,910		
	要介護5	通所介護Ⅲ65 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,086	10,860		
				1,086		
				2,172		
				3,258		
	入浴介助加算	入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ) 入浴サービスの実施	40	400	
					40	
					80	
120						
550						
55						
入浴介助加算(Ⅱ) 介護福祉士等が利用者の居宅を訪問し、浴室における動作・環境を評価 機能訓練指導員等が共同して、個別の入浴計画を作成		55	110			
			165			
			中重度ケア 体制加算	中重度ケア体制加算 要介護3以上の利用者割合が30%以上等	45	450
						45
						90
						135
生活機能向上 連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、 利用者の状態を把握した上で、助言 3月に1回を限度	100				1,000
						100
			200			
			300			
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)1 通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、 利用者の状態を把握した上で、助言	200	2,000			
			200			
			400			
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)2 生活機能向上連携加算(Ⅱ)1の要件を満たしたうえで 個別機能訓練加算を算定している場合	100	1,000			
			100			
個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 専従の機能訓練指導員1名以上(配置時間の定めなし) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	56	560			
			56			
			112			
			168			

	サービス内容略称		合成 単位数	算定 単位	全額(円)			
	内 容				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 サ ー ビ ス	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76	1日につき	760			
		専従の機能訓練指導員1名以上(サービス提供時間帯配置)			76			
		個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練			152			
					228			
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	1月につき	200			
		個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加えて、LIFEに計画書を提出した場合			20			
		40						
	ADL維持等加算	ADL維持等加算(Ⅰ)	30	1月につき	300			
		評価対象利用者が10名以上			30			
		BIの評価を行い、厚労省に提出			60			
		ADL利得が1以上	60		90			
		ADL維持等加算(Ⅱ)			600			
		評価対象利用者が10名以上			60			
	認知症加算	認知症加算	60	1日につき	600			
		日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が「100分の20以上」であること			60			
					120			
					180			
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症受入加算	60	1日につき	600			
		個別に担当を決め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合			60			
					120			
	栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50	1月につき	500			
		管理栄養士1名以上			50			
		栄養アセスメントの実施			100			
		栄養状態等の情報を厚労省に提出			150			
栄養改善加算	栄養改善加算	200	月2回限度	2,000				
	管理栄養士1名以上			200				
	栄養ケア計画の作成及び栄養改善サービスの実施			400				
	3か月ごとの評価と必要に応じ居宅を訪問			600				
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	1回につき	200				
	①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供			20				
	②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供			40				
	①及び②	5		60				
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)			50				
	①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供			5				
口腔機能向上加算	②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	150	月2回限度	10				
	①又は②			15				
	口腔機能向上加算(Ⅰ)			1,500				
	歯科衛生士又は看護職1名以上	150						
	口腔機能改善管理指導計画の作成と実施	300						
		450						
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	月2回限度	1,600				
	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて、計画書等の情報をLIFEに提出			160				
				320				
				480				

	サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	金額(円)			
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介護 サ ー ビ ス	科学的介護 推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40	1 月 に つ き	400		
		ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を 厚生労働省に提出			40		
					80		
					120		
	送迎減算	送迎減算	-47	片 道 に つ き	-470		
		事業所が送迎を行わない場合			-47		
					-94		
	サービス提供体制 強化加算	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	1 回 に つ き	220		
		介護福祉士が70%以上			22		
		勤続10年以上介護福祉士25%以上			44		
					66		
		サービス提供体制加算(Ⅱ)	18		180		
		介護福祉士が50%以上			18		
					36		
		サービス提供体制加算(Ⅲ)	6		60		
		①介護福祉士が40%以上			6		
		②勤続7年以上30%以上			12		
	①もしくは②のいずれかに該当	18					
	介護職員等 処遇改善加算 (令和6年6月～)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 92/1000	1 月 に つ き			
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 90/1000				
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位の 80/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位の 64/1000					

※ 以上のほかに、合計9時間以上を越える場合には、以下の延長の加算分がかかります。

	サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	金額(円)			
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介護サ ー ビ ス	延長料金 9時間以上～10時間未 満	延1	50	1 回 に つ き	500		
		9時間以上10時間未満のサービス提供			50		
					100		
					150		
	延長料金 10時間以上～11時間未 満	延2	100	1,000			
		10時間以上11時間未満のサービス提供		100			
				200			
	延長料金 11時間以上～12時間未 満	延3	150	1,500			
		11時間以上12時間未満のサービス提供		150			
				300			
				450			

※ 負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なります。

(2) 介護保険以外の利用料金

項目	料金
食費(昼食、おやつ代)	690 円
食費(特別食・ムース食等、おやつ代)	実費
おむつ代	実費
レクリエーションにかかる費用	実費
	円

- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
その場合は一旦全額自己負担額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- * 以上のほかに、合計12時間以上を越える延長の加算等をご請求する場合がございます。

(3) お支払い方法

毎月25日頃に前月分の請求書を送付致しますので、合計額を翌々月の4日に口座引き落としの方法でお支払いください。もしくは、請求書の交付を受けてから10日以内に銀行振り込み・現金支払いでも構いません。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

◆ キャンセル料

サービス利用を中止する場合には、できるだけ早く事業所へお知らせ下さい。
利用者様のご都合でサービスを中止する場合、利用日当日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合は1日分の食費相当分(690円)のキャンセル料がかかります。

◆ サービス内容

- ① 送迎 自宅の玄関までお迎えに伺い、お送り致します。
- ② 食事 利用者様の状況に沿った温かい食事を提供致します。
- ③ 生活相談 利用者様及びご家族の日常生活における、介護等に関する相談及び助言を致します。
- ④ 入浴 利用者様の状態に合わせた入浴介助を行います。
- ⑤ 機能訓練 体操等を行い、残存機能の維持向上に努めます。
- ⑥ レクリエーション 日常活動プログラムに趣味活動等を取り入れ、心身のリフレッシュを図ります。

◆ サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
通所介護契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様の都合でサービスを終了する場合
1週間前の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足又は信頼関係が損なわれる等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了せざるを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

◆ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。また、救急車対応の措置を講じる場合もあります。

◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◆ 事故防止及び発生時の対応方法について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

◆ 当事業所の概要及び特徴

・ 事業の目的及び運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所計画を作成し利用者が必要とする適切なサービスを提供致します。
- ② 利用者またはその家族に対して、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明致します。
- ③ 適切な介護技術をもってサービス提供致します。

・ 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告する。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

・ ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じる。

・ 事業所の概要

名称	デイホームにんじん・上野原
所在地	山梨県上野原市上野原522
事業者番号	山梨県指定 1971500135
サービス提供地域	山梨県上野原市、神奈川県相模原市緑区(小淵・佐野川・澤井・名倉・日連・牧野・吉野)
営業日・営業時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
定休日	日曜日、12月31日～1月3日(祝日は営業しています)

・ 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	理学療法士	1名		施設運営全般	1名
生活相談員	介護福祉士	1名以上		生活指導・相談	1名以上
看護職員	看護師		1名以上	バイタルチェック、服薬	1名以上
介護職員	初任者研修・1級・2級	2名以上	3名以上	食事・入浴・排泄の介助等	5名以上
	その他				
ドライバー	2級ヘルパー修了者		1名以上	送迎・乗降介助	1名以上

・ 事業所の設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 107.84㎡	相談室	1室
送迎車	4台	入浴設備	有

◆ サービスご利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡：利用曜日によりあらかじめ送迎の時間はお知らせ致します。
- ② 体調確認：来所時のバイタルチェック及びご家族より聞き取りにて確認します。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更：体調不良等によるサービス提供が不可能となった場合サービスの中止・変更する場合があります。
- ④ 時間変更：利用者及び家族のニーズに出来る限り応えています。
- ⑤ 設備・器具の利用：体調不良時、静養室の利用や必要に応じ車椅子の対応を致します。

◆ 非常災害対策

- ① 防災時の対応：防災時対応マニュアルにより適切に対応します。
- ② 防災設備：消火器を施設内に設置し、救急持ち出し用具の設備をしています。
- ③ 防火訓練及び避難訓練：実施しています。
- ④ 防火責任者：事業所長

◆ サービスのご利用の参考項目

事 項	有無	事 項	有無
男性介護職員の有無	○	従業員への研修の実施	○
時間延長の有無	○	サービスマニュアルの作成	○
第三者評価の実施状況	無		